

今福福第12号  
令和3年4月6日

各社会福祉法人 理事長 様

今治市長 徳永 繁樹  
(公印省略)

社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について (依頼)

日頃より本市の社会福祉行政に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、社会福祉法人の役員就任の状況を把握するため、社会福祉法人の役員又は評議員について就任又は変更があった場合、下記の方法により社会福祉法人役員・評議員変更届を提出していただくこととしましたので、よろしく願いいたします。

なお、本通知は、令和3年4月1日以降就任する役員又は評議員から適用するものとします。

記

- 1 提出期限 就任日から1か月以内
- 2 届出対象 法人の役員及び評議員
- 3 提出先 今治市福祉政策課
- 4 提出部数 1部
- 5 提出書類 (写しの書類は原本証明を行ってください。)
  - (1) 社会福祉法人役員評議員変更届 (別紙様式)
  - (2) 役員、評議員選任に係る議事録 (写) ・議案書 (写)
  - (3) 就任承諾書 (写)
  - (4) 欠格事由等の確認書 (写)
  - (5) 履歴書 (任意様式) (写)
  - (6) 役員・評議員一覧 (任意様式)
  - (7) 法人登記簿謄本 (原本又は写し)

※理事長の変更があった場合

理事長の変更については上記のうち(1)(2)(3)(5)(7)を提出してください。

## 6 その他注意事項

- (1) 役員（理事・監事）及び評議員が再任される場合についても、理事会又は評議員会での審議が必要となりますので、就任承諾書等の書類を整備、保管しておいてください。
- (2) 理事長の氏名、住所及び資格の変更については、組合等登記令第3条第1項の規定により、2週間以内に登記をしなければなりません。変更があったときは変更届を提出する前に法務局へ登記してください。なお、重任（任期満了に伴う改選で再任）も登記は必要です。しかし、重任の場合は、今治市への届出は不要です。